

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和元年9月10日(火) 午後1時30分～午後3時35分	
場 所	3A会議室	
出席者	出 席	市長、宮村副市長、高村副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当者 陪席：秘書課長

議題：秦野市手数料条例及び個別条例に定める手数料の見直しについて	
担当部課等	財政課、環境資源対策課
説 明 者	政策部長、財政課長、課長代理(財政担当)、環境産業部長、環境資源対策課長、課長代理(業務管理担当)
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 Q. 当市同様、伊勢原市も12月議会に上程する予定か。 A. 伊勢原市は、委託料は改定されるが、市民からいただく手数料は、現在のところ改定される予定はないため、12月議会に議案を上程するかどうかは未定と聞いている。 (意見) 付議事案書「3検討結果」と「資料2-1、資料2-2」の区分ア～ウについて、区分を統一してほしい。</p>
会 議 結 果	原案了承

議題：生産緑地地区の区域規模(指定面積の下限値)を定める条例の制定について

担当部課等	まちづくり計画課
説明者	都市部長、まちづくり計画課長、担当課長、都市計画担当職員1名、農業振興課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 生産緑地地区の区域規模が300平方メートルとなった場合でも、単独で新規に指定ができるようになるか。</p> <p>A. 面積以外にも接道要件や営農環境等の指定基準があるため、基準を満たせば指定できる。</p> <p>Q. 生産緑地に指定された農地の多くは、30年が経過する令和4年に更新の時期を迎え、指定解除等の見直しが行われるが、その時に、今まで指定されていなかった農地を新規に指定したいということも可能か。</p> <p>A. 新規の指定は可能だが、今まで同様30年間は営農等をする必要がある。一方、今まで生産緑地に指定されていた場合で、令和4年からさらに延長を希望する場合は、新たに創設される「特定生産緑地」となり、10年毎に更新が可能である。</p> <p>Q. 「資料3」にて、条例の施行日が公布の日からとなっているが、理由はあるか。</p> <p>A. 公共収用や複数所有者の農地が指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等により、生産緑地地区の一部の解除が必要な場合、残された面積が規模要件を下回ると生産緑地地区全体が解除されてしまう「道連れ解除」が生じる可能性があるため、少しでも早く公布したいと考えている。</p> <p>(意見) 毎年1月1日に固定資産税の納税者が決められるため、条例の施行日については、関係課にも確認してほしい。</p>
会議結果	原案了承

議題：金融機関からの要望への対応について

担当部課等	会計課
説明者	会計管理者、課長代理（審査出納担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 横浜銀行が撤退しても、その他業務は継続するため、派出所に影響はないのではないか。</p> <p>A. キャリアメイトの採用は横浜銀行が行っており、指定金融機関になった銀行が人件費相当分を負担しているため、撤退すれば、人の手当に支障がでる。</p> <p>Q. 派出所業務を職員が行うことはできないか。</p> <p>A. 支払いだけで年間約6万件あり、収入の件数も同じくらいある。業務の内容・量とも職員では対応できない。</p> <p>Q. キャリアメイトの人件費単価1,500円の根拠はどのようなか。</p> <p>A. 横浜銀行の提示額。予算確保後、銀行と交渉して決定する。</p> <p>Q. 他の2行も人件費等の負担を求めているのか。</p> <p>A. 2行とも負担して欲しいという話を聞いている。スルガ銀行は、本年度は提出していないが、今まで要望書を提出していた。</p> <p>Q. 今回、付議されているのは「派出経費」と「組戻手数料」だが、横浜銀行の平成30年11月の要望書には、「振込手数料」、「口座振替手数料」、「窓口収納手数料」も記載がある。この3つは取下げか。</p> <p>A. そうではない。段階的に要求し、最終的には5項目全て要求されるものと認識している。</p> <p>Q. 回答書にはどのような内容を記載するつもりか。</p> <p>A. 人件費と組戻手数料分の予算を確保する方向で考えていることや、最終的には市議会の議決を得る3月末に決定すること等を記載する。</p> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市による口座番号の記入誤り等が原因となる組戻は、銀行の責めによらない場合だが、要望通り市が全額負担するのではなく、銀行との折半等の可能性も調整してほしい。 横浜銀行の平成30年11月の要望書には5項目が要望されているが、令和元年5月の要望書には「派出経費」のみで、「組戻手数料」は支店長から口頭で要望があったとのことだが、改めて正式な文書をもらい対応すべきである。
会議結果	原案了承